相続人多数共有地に関する処方箋

中田 遼介1・永田 善紀2

1近畿地方整備局 木津川上流河川事務所 用地課 (〒518-0723 三重県名張市木屋町812-1)

2近畿地方整備局 木津川上流河川事務所 用地課 (〒518-0723 三重県名張市木屋町812-1)

今回取り上げるのは土地登記簿に複数名の記載があり、相続を原因とする多数の関係人がいる案件です。日常生活において病気になった場合、医師に診て貰うと病名と治療方法の説明を受けます。どのような病気でも初期対応と病気に対する理解が肝心で、こじらせてしまうと病気を長引かせてしまいます。相続人多数共有地に出会えばあなたが医師です。どのような処方箋を出すか一緒に考えてみませんか。

キーワード 共有、総有、権利能力なき社団、入会権

1. 共有地の問題と原因

用地買収で遭遇する共有地の中には、登記簿表題 部に代表者名が記載されているが共同人名票が存在 しない、個人名は記載されているが住所地番の記載 がなく、取得年月日も不明で登記名義人を特定でき ない、保存登記されている土地でも登記原因が明治、 大正、戦前であるため相続人が多数にのぼり、中に は行方不明者等がおり、相続人を確定することが困 難な事案がよく見受けられます。これら相続人多数 共有地は、解決に労力や時間を要するため、用地買 収を行う上で隘路の一つになっています。

共有で土地を保有したのはどのような原因があったのか、共有地はすべて民法上の狭義の共有なのか、また、登記名義人の相続人の特定が所有者の確定となるのかを問題点としながら、共有の形態、登記制度、入会権等について考察し、事例研究を検証した上で解決方法と留意点を見つけていくことにします。

2. 共有とは

民法では第249条以降に共有を規定しています。 各共有者は持分を有し、自由に譲渡することや持分に基づく分割請求が認められています(狭義の共有)。しかし、1つのものに数名の所有者がいる状態がすべて上記の「狭義の共有」に当たるとは限らず、「総有」或いは「合有」といった広い意味での共同所有の状況が存在します。

総有は団体主義的な色彩が強く、共同所有の持分が否定又は不明確なものとされ、利用権は有するが持分の処分や分割請求ができません。利用方法の決定には、持分権を有する者全員の合意が必要となります。これには権利能力なき社団の所有形態や入会権が該当します。

合有は総有と共有(狭義)との中間に位置し、 個々の共有者の持分は観念できるものの、分割請求 等は大きく制約されており(合有団体から脱退の際 は持分権の精算が可能)、共同信託や組合がこれに 当たります。利用方法の決定には、持分権におけ る過半数の合意が必要となります。

(表1) 共同所有の形態

(1)	ス間が目やル窓					
形態	持分	持分の	分割	公租	法概念	類型
		譲渡	請求	公課		
共有	肯定	可能	可能	各自	民法 249	個々人
(狭義)					条~262	の所有
					条	
合有	肯定	制限	不可	一部	組合(民	共同信
			能	の者	法 667 条	託、
				に委	~ 688	組合
				任	条)	
総有	否定	不可能	不可	一部	判例•学	権利能
	又は	*	能	の者	説、入会	力なき
	不明			に委	権(民法	社団、
	確			任	263条)	入会

※基本的にはできないが、地域の慣習による

3. 登記制度と税

(1) 地租改正と登記法

近代的な意味での土地の私有制度が始まったのは、明治6年の地租改正からです。江戸時代、領主は村落に対し、米による年貢(物納)を課していましたが、地租改正により、実際に耕作している農民に土地の所有権を認め、その代わりに金銭による納税を行うように改めました。地租改正のもとで、地券制度が創設され、地券は①土地所有権の証明、②土地売買の法的手段、③納税義務者の表示の3つの機能を有していました。しかし権利の変動の公示を目とする機能が不足していたため、明治19年旧登記法(日本国の法律第1号)が制定されました。日登登記法第6条では、登記は物件変動について効力発生要件ではなく第三者対抗要件にとどまる旨を示しており、公信力を認めていません。

(2) 登記簿・土地台帳の一元化

昭和35年の「不動産登記法の一部を改正する等の法律」に基づき、登記簿・土地台帳が一元化され、

登記簿には土地の所在や地目等を記載する表題部が新たに創設されました。

登記簿・土地台帳の一元化にあたり、税務署が所有していた土地台帳に住所、氏名が記載されているが、登記簿が存在しなかったものは、新たに登記簿が編纂され表題部に住所、氏名が移記されました。登記簿表題部に代表者名が記載されているが、共同人名票が存在しないものは、この一元化の際に税務署から登記所へ共同人名簿が移管されなかったことに起因すると考えられます。

(3) 財産区と部落会・町内会

明治22年の市制町村制施行のために推進された 明治の市町村合併において、旧村(大字、区、部落 等を指す) が所有していた財産を新市町村に引き継 ぐことについて強い反対があり、合併を促進させる ため、旧村の財産を認める財産区(旧財産区)が創 設(すべてが財産区になったわけではない)されま した。しかしその後、明治43年から旧村の財産を 市町村財産に統一しようとする動きがありました。 また、昭和において戦争遂行の一つとして部落会・ 町内会が組織され、自己名義の財産を所有できるこ とになりましたが、戦後、市町村財産に統一される 動きがありました。その2つの動きで全てが市町村 財産に統一されたのではなく、それぞれの財産を守 るために、財産区名(又は部落名)から代表者名等 に名義変更をした集落がありました。こうした経緯 を経て、集落所有地であっても個人名で登記されて いる土地が存在します。集落所有地が個人名で登記 されているという認識は一般的ではないため、相続 人である自分が権利者であると考えるのも無理はあ りません。

(表2)明治~大正期における集落所有地の登記名義

年号	M6∼M22	M22	M31	M43∼
法令等	M6 地租 改正条例	市制·町村 制施行	民法施行	市町村財産に統一
	地券制度	明治の大 合併	入会権が 民法に規 定	
登記関係	M19 旧登記法 制定		M32 不動 産登記法 制定	
集落 所有		+ 財産区 名		財産区名→ 個人名、 数名共有等

(4) 固定資産税

固定資産税は土地、建物、償却資産の所有者に対し課税される税金です。その起源は地租であり、制度改正を経て、昭和25年のシャウプ勧告により、市町村が課税する固定資産税に統一され、現在に至っています。

共有地の場合、地方税法第10条の2では共有者 全員に連帯納税の義務を課しています(ただし、課 税標準額の30万円に満たない場合は免税)。登記 簿上共有名義であっても、相続人全員が固定資産税 を払っていない、長年にわたり自治会が納税を行っ ている、自治会が減免申請している場合は、登記名 義人は真実の所有者はではないと推測されます。

4. 権利能力なき社団と入会権

(1) 権利能力なき社団と登記

所有形態と入会権が該当すると冒頭で説明しました。 権利能力なき社団に関しては昭和47年6月2日 最高裁第二小法廷で、権利能力なき社団には権利名 義人たりうる資格がなく、また社団の代表者たる肩 書きを附しての自然名義人の登記も許されず、代表 者たる自然人名義での登記か、社団なら構成員全員 の共有の登記をなしうる。また、新代表者が選任されたときは旧代表者に対して、自己の個人名に登記 れたときは旧代表者に対して、自己の個人名に登記 することを請求できるとされています。したがって、 これらの団体が所有する不動産は、代表者個人名 いは構成員全員の共有名義で登記されてきました。 これらの土地は、その後、登記が整理されていない ものが多く、名義の変更や相続などで問題を引き起 こしています。

総有関係にあるものとして、権利能力なき社団の

(2) 入会権の概要

近代の村は農村共同体を基礎にほぼ水系を中心と して住家、耕地、河川等の利水及び草木採集のため の山林原野を1つの単位として構成されており、山 林原野はほとんど村支配、井堰、ため池も村持、村 管理でした。入会権は村持の権利をほぼそのまま民 法(第263条及び第294条に規定されており、 民法の中で唯一慣習を第一法源とする物権)の権利 として認めたもので、権利主体は村になります。た だ、ここでいう村は行政体としての町村ではなく、 生活共同体(区、部落等)としての村であり、その 財産は構成員たる村びとの共同所有(総有)になり ます。この村びとは、一戸を構えて定住する世帯と され、村外に転出したときは一切の権利を喪失する 慣習がある場合、離村者は権利を失います。転出失 権が入会権の原則とされていますが、村墓のように 村外に転出しても維持負担を果たせば権利を失わな いものもあります。

(3)入会権と登記

部落財産のうち、地租改正の官民有土地区分で官 没を免れた入会山は、入会団体が法人格を有せず、 登記できないため総代個人名、数名共有(総代では なく、集落の若い年齢の者を登記名義人とする例も 少なくない)、或いは全員記名共有で登記されてい ます。入会集団がこれらの者に登記名義人たること を委任しているのであって、登記名義人の死亡又は 村外への転出により委任関係が終了し、委任を受け た者の地位は相続されません。しかしながら、世代 交代、慣習の希薄化、電気・ガスの普及により、入 山することが少なくなり、その地域の歴史的経緯を 把握しない者が登記上共有であるため、相続登記の 手続を行うことで問題が生じています。

(4) 入会地の利用形態と消滅

入会地は利用目的が異なってくるとその利用形態が変化します。山林原野は従来薪、芽などの生活必需品を共同で採取するものでしたが、例えば、入会地の一部を個人が独占的に使用する個別分割利用の形態に変化しているものもあります。個別分割利用において、部落が部落民に分け地として分配したが、その後も部落民がどの土地にでも自由に立ち入ることができるため、分け地によって入会権の性格を失ったということができないとの判例があり、現在、利用形態の変化により入会権は消滅しないとの考え方が支持されています。

入会権の処分決定には入会権者全員の同意が必要となります。ただ、同意がない場合においても、管理使用権能に対して集団の共同体的な規制が全く失われたときは入会権が消滅します。判断基準は①売買譲渡が全く自由、②地域外に出ても権利を有する、③共同利用収益が個人分配され、集落の公共費等に充当されない、④権利を有する者が一世帯一人に限られない、以上4点すべてが確認された場合は入会権が消滅し、純然たる共有地(狭義の共有)に変化したとみなされます。

5. 事例研究

不動産登記法第74条第1項各号では所有権の保存登記を申請できる者として、一表題部所有者又はその相続人その他の一般承継人、二所有権を有することが確定判決によって確認された者、三収用によって所有権を取得した者に限定しています。

相続人多数共有地の解決方法もこの3つにならって分類し、1号を任意契約、2号を訴訟、3号を収用裁決として、用地関係雑誌、研究発表会、近畿地整の事例を簡単に説明します。

- ○任意契約による場合
- (1) 地縁団体設立と名義人更正登記
- ①事案の概要

表題部所有者 共有惣代A外〇名

(共有者の氏名・住所の記載なし)

納 税 者 自治会

登記名義人の筆頭者として記載のあったAについては、名義人本人及び相続人の特定ができましたが、その他の共有者は氏名及び住所が不明のため、特定が非常に困難です。また、地元自治会役員等からの聞き取り結果等から、地元自治会の所有であることが判明しました。

②解決方法

「委任の終了」を登記原因として移転登記するには、すべての共有者の同意が必要になりますが、この事案では共有者の特定が困難であるため、以下の手続による解決を図っています。

判明した相続人に対し、以下の手続により解決する旨の承諾を得る。

- ア 自治会が地方自治法第260条の2に基づき地 縁団体を設立。
- イ 相続人、市役所、連合自治会から「地元自治会 の財産」であるとの証明書を得る。
- ウ 法務局に地縁団体を受け皿とする名義人更正登 記を申請し、用地買収。
- (2) 旧村(大字)有財産の取得
- ①事案の概要

所有者 B外21名

原 因 昭和22年 大字から払い下げ

納税者 非課税

本事例は、ポツダム政令15号のもとで、旧村 (大字) 有財産からB外21名の記名共有地になっ たと推測されますが、まず旧村有財産の歴史的な経 緯について整理する必要があります。

昭和15年戦争遂行目的のために部落会・町内会が組織化され、昭和18年の市制町村制改正により自己の名前で登記することが可能となりました。

その後、部落会・町内会が戦争遂行の下部組織になったとして、ポツダム政令15号により解散させられ、その財産は2ヶ月以内に処分しないと市町村に帰属するとされたため、部落会等から個人代表者名に所有権移転されたものが発生しました。

②解決方法

本事案では以下の解決方法を図っています。

- ア 登記名義人に数名の生存者がおり、ポツダム政 令と登記の経緯を説明する陳情書を作成。
- イ 自治会総会を開催し、以下の手続により解決を 図る旨決議。
- ウ 自治会名の協力要請文等を関係者へ送付し、関係者への説明。
- エ 「錯誤」を原因とする所有権抹消登記を行う旨、 相続人全員の承諾を得て、所有権抹消登記を申請 し、大字名義を回復。
- オ C市の一般承継財産として用地買収。

(表3)戦後改革と集落所有地の登記名義

年号	S15	S22	S22∼	S27
法令	部落会	ポツダム政	農地改革	サンフラ
等	町内会等整	令 15 号		ンシスコ
	備要領			講和条約
				発効
	S18	部落会等の	自作農家	ポツダム
	市制·町村	財産が市町	の創設	政令 15 号
	制改正	村に帰属		が失効
集落	部落会等の	部落会等→		
所有	財産として	数名共有等		
名義	登記			

(3) 入会林野近代化法

①事案の概要

所有者 D外43名 (当時の部落全戸) 原 因 昭和11年 大蔵省から払い下げ

相続調査の結果、関係者は300名以上にのぼり、 その中には行方不明者もいることが判明しました。 また、集落からは登記名義人の共有地(狭義の共 有)ではなく、入会地であるとの申し出がありまし た。聞き取り結果及び土地利用形態等から、集落の 総有であることが判明しました。

②解決方法

本事案では、入会林野近代化法による解決を図っています。入会林野近代化法は、入会権者全員の同意により入会林野整備計画を作成し、知事の認可を受けるもので、知事は当該計画について認可・公告した後、必要な登記を嘱託します。

- ア 入会林野近代化法による整備計画の内容について 集落の世帯主全員(現在の入会権者)の合意を 得る。
- イ 登記名義人の相続人から、「土地の実質所有者 は入会権者であり、自分たちはあくまで登記簿上 の形式的な所有者である」旨の確認書を得る。 (結果的に約90%の関係人から取得。)
- ウ 整備計画に関する市町村の意見を添付し、知事 から認可を得る。
- エ 知事の嘱託により地区代表者1名に所有権移転 登記後、用地買収。
- ○訴訟による場合
- (1) 地縁団体設立と訴訟
- ①事案の概要

登記簿表題部 E外39名

(共有者の氏名の記載あり)

納税者 〇〇〇区

相続調査の結果、相続人が全員亡くなられている 方、行方不明者等がいることが判明しました。また、 地元の方からは、地区住民の共有地であるとの聞き 取りが得られました。

②解決方法

地区が地縁団体を設立し、地縁団体が登記名義人 E外39名及びその相続人を被告として真正なる登 記名義人の回復を原因とする所有権移転登記を求め る裁判を提起することで、解決を図っています。

登記名義人40名のうち、相続人が判明したのは 15名であったため、その15名については相続人 を被告とし、残りの25名については、登記名義人 を被告として、本籍・住所不明として公示送達扱い としています。

なお、同じく地縁団体を設立した任意契約の事案と本事案との違いは、任意契約の事案では「共有惣代A外○名」(共有者の氏名・住所の記載なし)と単なる記名共有ではなく、肩書きが付いており、実所有者が自治会であることが読み取れます。また、Aの相続人が判明し、相続人全員から「地元自治会の財産」であるとの証明書を得ることができたのに

対し、本事案では「E外39名」(共有者の氏名の 記載あり)で、肩書きが付いておらず単なる記名共 有であること、また相続人が判明しない方がいたこ とが挙げられます。

(2) 即決和解

①事案の概要

所有者 F外10名

原 因 昭和22年 農水省から売渡し

納税者 G神社

地 目 田

本件は、当事務所の解決事例です。神社用地であり、自治会役員から、登記名義人の所有ではなく実所有者はG神社である、農地法上、神社は農地を持てないため、F外10名で登記したとの聞き取りが得られました。

②解決方法

本事案では、即決和解による解決を図っています。 即決和解とは訴訟前和解とも言われ、当事者双方の 意見がほぼ合意に達した時点で、簡易裁判所に即決 和解を申立て、和解した内容に基づき和解調書を作 成して貰う手続きです。

農業委員会等と協議した結果、時効取得であれば G神社に所有権移転を行う際、農地法の許可が必要 ないとのことでした。

なお、登記名義人の相続人1名が即決和解に応じないため、時効取得を原因とする訴訟も実施しています。

- ア 実所有者の事実関係について区長の陳情書を作 成。
- イ 相続人の中から代理人1名を選任すること、時 効取得を原因とする所有権移転登記手続に対する 相続人の承諾書を得る。
- ウ 裁判所への和解申立て
- 工 和解成立
- オ 和解調書及び判決正本をもって、時効取得によ る所有権移転登記を行い、用地買収。

なお、現時点で本事案を見直してみると、当時は自治会からは「G神社は農地法上、農地を持てないため、11名で登記をした」と聞いていましたが、旧土地台帳ではかつてG神社名で登記されており、その後、昭和22年に農地改革により農林省名義となり、同年F外10名に売渡されていることが分かりました。

昭和28年12月24日民事局長回答で「農地法第80条により国有財産を法人格のない団体に売払をする場合における登記嘱託書の登記権利者の表示は、当該団体が部落団体である場合には市町村名義とし、規約によって財産を代表者名義とする定めがある場合はその者の名義とし、その他の場合は、当該団体を構成する個人全員の名義とする。」とされていたことから、農林省から売渡される際に、F外10名の名義となったと推測されます。

登記名義人の相続人1名が即決和解に応じず、訴訟になりましたが、もしこのような経緯を相続人に 伝えることができていれば即決和解だけで解決した かもしれません。

○収用裁決による場合

登記名義人と自治会とで所有権争いがある土地の 裁決申請

(1) 自治会の総有とした裁決申請

所有者 H外57名

納税者 自治会

明治21年当時の地元居住者の共有名義として保存登記された山林の所有をめぐり、登記名義人の相続人と自治会との間で所有権争いがあり、登記名義人の相続人の一部が共有持分確認訴訟を提訴しました。訴訟の結果、登記名義人の相続人が敗訴し、登記名義人の相続人の所有権が否定されました。しかし、一方の自治会は所有権確認の反訴は行ないませんでした。

登記名義人の相続人は敗訴したにもかかわらず自 治会所有であることを認めませんでしたが、十分な 調査・準備を行った上で「自治会の総有」として裁 決申請を行い、収用委員会も「自治会の総有」と裁 決しています。

(2) 土地所有者不明とした裁決申請

表題部所有者 I外42名

(共有者の住所の記載なし)

登記名義人の相続人と自治会との間で所有権争いがあり、自治会は収用には断固反対で、地縁団体を設立し、時効取得を原因とする所有権確認訴訟を準備し、自治会勝訴後に任意交渉することを求めていました。しかし、道路の供用が迫っており、必要な用地の取得期間がなかったため、自治会には収用に対する理解を求めながら、収用委員会に土地所有者を「登記名義人の相続人又は自治会」とする裁決申請を行いました。

裁決申請直前に自治会が所有権確認訴訟を提訴し、 収用審理中に訴訟が行われていましたが、判決を待 たず、収用委員会は「登記名義人の相続人又は自治 会」という不明裁決をしています。

その後、自治会が勝訴し、自治会名による登記が 完了したのは道路が供用開始してから3年近く後に なりました。

6. 調査と解決

(1)調査と判断

登記簿調査の結果、相続人多数共有地に遭遇した 場合は、次の点に注意する必要があります。

- ① 登記簿、旧土地台帳を調査し、最初の名義人から現名義人までの登記名義人の変遷と登記原因を調べる。
- ② 市町村の固定資産税台帳で課税・非課税及び課 税されている場合は納税者の確認をする。
- ③ 区長等の長老に聞き取りを行う。
- ④ 相続人に聞き取りを行う(名寄帳に当該共有地の記載があるか)。

- ⑤ 当該共有地の過去の経緯が分からないか市町村 役場に問い合わせ、市町村史を調べる。
- ⑥ 起業地外にも同様の登記がないか聞き調べる。 以上の結果により、狭義の共有なのか総有(合有)なのかを判断します。

(2) 解決方法

任意契約、訴訟、収用裁決のどれかを選択することになりますが、狭義の共有と総有(合有)で解決方法が異なります。

① 狭義の共有と判断した場合

イ 任意契約の場合

全員の同意を得る方法しかありませんが、相続人が非常に多い場合、用地補償総合技術業務の活用を 検討します。

手順としては、概ね次のとおりになります。まず 地元の本家(長男・長女)、次に地元の分家に説明 をします。地元の地権者から地区外の地権者へ声か けをして貰い、その後に説明を行います。地権者に 説明をした際、契約の意向があるか確認しておき、 すべての地権者の承諾が得られると判断した場合は 持分契約を行いますが、持分契約を行う際の判断は 慎重に行う必要があります。全ての共有者と契約が 締結できなければ、せっかく調印して貰った契約書 を返却することになり、徒労に終わるだけでなく、 地権者との関係を悪化させてしまうおそれがあるか らです。したがって、ひとりでも承諾が得られない 可能性がある場合は事業認定の告示後に持分契約を 行うことになります。

ロ 訴訟の場合

例えば、起業地を分筆買収する際、事業用地の面積に相当する持分を取得し、共有物分割訴訟を提起し、必要な事業用地を取得する方法があります。しかし、この方法は、起業者の考えどおりに分割される保証はありません。

ハ 収用の場合

事業認定の告示後に任意契約可能な地権者と持分 契約をし、協力が得られない地権者のみ裁決申請を 行います。

② 総有(合有)と判断した場合

イ 任意契約の場合

旧代表者の死亡によって団体からの委任関係が終了するため、相続人全員の承諾を貰い、新しい代表者(又は自治会が地縁団体を設立した上で、地縁団体名)に「委任の終了」を原因とする所有権移転を行います。なお、登記簿表題部に「共有惣代A外○名」のように肩書きが付いている場合で、共有者の氏名住所が分からない場合は、実所有者は自治会であることが多いため、地元市町村の協力を得て、更正登記で対応することになります。

また、入会地の場合、入会林野近代化法を利用する方法があります。入会林野近代化法は、入会林野における旧慣行使用権という権利関係を所有権或いは地上権等といった近代的な権利に移行することにより、農林業の利用を増進し、農林業経営の健全な発展を図ることを目的としています。この法律で共

有林を生産森林組合に組織化している例が多いですが、代表者個人名に登記をすることも可能です。

入会林野近代化法に基づく用地取得について府県 の森林担当部局に協議し、解決方法の一つとして検 討することがよいと思われます。

ロ 訴訟の場合

平成3年の地方自治法の改正により、法人格を有する地縁団体の設立が可能になりました。登記名義人及び相続人と自治会との間で所有権争いのある案件等については、自治会が地縁団体を設立した上で、登記名義人及び相続人を被告として提訴し、確定判決を得て地縁団体名義にした後に、起業者と契約する方法があります。訴訟は真正なる登記名義人の回復、委任の終了又は時効を原因として行われます。

事業認定処分がなされるのに時間がかかる案件或 いは困難な案件に大変有効な解決方法ですが、この 方法は自治会が地縁団体を設立し、訴訟を提起する 必要があり、自治会の意向が重要になります。自治 会が提訴するか否かは、その財産が自治会にとって 重要な資産である、代替が必要である、補償金から 訴訟費用等の捻出が可能である、或いは他にも同様 な登記があり放置できない等により判断されると思 われます。

また、登記名義人及び相続人の大部分が自治会所有を認めている場合は、先に即決和解を裁判所に申立て、和解に同意しない方を対象に訴訟を行うことも考えられます。

ハ 収用の場合

登記名義人及び相続人と自治会との間で所有権争い等があるが、自治会が地縁団体設立及び訴訟提起しない場合は、収用による解決になると思われます。相続人に対し、遺産分割協議書等の相続関係書類提出の依頼や、収用手続をなるべく簡素化するため、代表者への権限委任について調整し、委任状の提出を依頼します。

(表4)解決方法における分類

(2)	(公主) 所以为国际4017 0万粮					
	Ži.	夹義の共有	総有・合有			
	方法	検討事項	方法	登記原因・訴訟の請求原因	検討事項	
	全員の 同意	不在者財産管理人 相続財産管理人の 選任	更正登記	錯誤、委任の終了	地縁団体設立	
			入会林野 近代化法		入会権者全員の合意 整備計画の知事認可	
訴訟	共有物分 割請求		訴訟	真正なる登記名義人の回 復、委任の終了、時効を原		
			即決和解	因とする所有権確認、所有 権移転登記請求	(不在者財産管理人、特別 代理人、公示送達)	
収用		土地・物件調書作 成の特例 収用手続の委任 公示送達	不明裁決 申請		土地・物件調書作成の特例 収用手続の委任 公示送達	

7. 新たなる動き

平成25年2月15日総務省行政評価局長より、 総務省自治行政局長、法務省民事局長に対し、地縁 団体名義への所有権移転登記手続の改善促進(あっ せん)として、登記上共有名義で相続人が多数発生 している事案に関し、地縁団体名義への所有権移転 登記手続の改善促進についての依頼がありました。

戦前から自治会等地縁団体が保有・管理している 不動産に関し、地縁団体名義への所有権移転登記手 続の改善措置として、登記名義人死亡の場合はその 相続人全員の関与が必要とされていますが、特例を 創設し、相続人全員の関与に代えて、市町村長の証 明書をもって登記申請を可能にするというものです。 公共事業者だけではなく、一般住民からの申出も受 け、改善を促すあっせんをしたもので、今後の総務 省、法務省の動向について注意する必要があります。

8. 終わりに

今日用地買収を行う上で隘路になっている相続人 多数共有地は、狭義の共有よりも、昔からみんな (集落)のものとされていた財産を登記(又は課 税)するときに代表者名義にしたもの、或いは自治 会の集会所等に用いる土地の取得にあたり、自治会 名義で登記できず代表者名義にしたもの、つまり総 有であるものが多いように思います。ただ、総有と 思われる場合でも、手続を円滑に進めるためには登 記名義人及び相続人の協力を得ることが望ましく、 そのための説明と努力が必要です。

以上の内容で今回の処方を終了させていただきますが、相続人多数共有地に遭遇した際の一考察にしていただけたら幸いです。